

## 九州大学兼業審査委員会規則

平成16年度九大規則第80号  
制定：平成16年 4月 1日  
最終改正：平成30年 3月30日  
(平成29年度九大規則第99号)

### (設置)

第1条 九州大学（以下「本学」という。）に、本学の職員の兼業について審査等を行うため、兼業審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

### (任務)

第2条 審査委員会は、本学の職員に係る次の各号に掲げる事項の審査等を行う。

- (1) 自営の兼業
- (2) 営利企業の役員等の兼業
- (3) 勤務時間を割く兼業
- (4) その他兼業制度に係る事項

### (組織)

第3条 審査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事、副学長及び副理事のうちから総長が指名する者
- (2) 人事部長
- (3) その他総長が指名する者 若干人

2 前項第3号の委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

4 委員は、総長が任命する。

### (委員長)

第4条 審査委員会に委員長を置き、総長が指名する理事をもって充てる。

2 委員長は、審査委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

### (議事)

第5条 審査委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立するものとする。

### (委員以外の者の出席)

第6条 審査委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (事務)

第7条 審査委員会に関する事務は、人事部人事企画課において処理する。

### (補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、審査委員会が別に定める。

### 附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年度九大規則第42号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大規則第41号）

この規則は、平成22年11月1日から施行し、改正後の九州大学兼業審査委員会規則の規定は、平成22年10月1日から適用する。

附 則（平成26年度九大規則第42号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規則第84号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大規則第99号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。